

腐蛆病が発生しています

平成 16 年度今現在、県内で 2 件の腐蛆病の発生が報告されています。

発生年月日	発生群数	発生場所	備考
平成 16 年 4 月 26 日	8 群	岐阜市	法令焼却 * ヨーロッパ腐蛆病
平成 16 年 8 月 3 日	2 群	多治見市	自衛焼却

腐蛆病の症状

< アメリカ腐蛆病：法定 >

有蓋幼虫が死亡。異常な臭い（膠臭）。死亡幼虫は粘着性あり。
色調は白～茶色～黒褐色

< ヨーロッパ腐蛆病：法定 >

無蓋幼虫が死亡。異常な臭い（酸臭）。死亡幼虫は粘着性なし。
潰すと水っぽい。色調は汚白色～灰褐色

腐蛆病以外の主なみつばちの病気の特徴

< チョーク病：届出 >

幼虫が白色あるいは黒色にミイラ化

< バロア病：届出 >

羽に奇形のある蜂の増加 幼虫や蛹の死亡

< ノゼマ病：届出 >

糞詰まりで腹部が膨れる 飛翔不能

* 法定：法定伝染病 届出：届出伝染病



腐蛆病は家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。
みつばちに異常があれば、ただちに家畜保健衛生所へ連絡してください。
検査の結果腐蛆病と判定されれば、汚染された巣箱、巣脾、みつばちなどを焼却しなければなりません。

アメリカ腐蛆病の予防を目的として開発された「みつばち用アピテン」は、採蜜期のみつばちへの使用は認められていません。

アピテンの使用については使用書に基づき正しく使用してください。

**巣脾や蜂の状態をよく観察し、異常があれば早めに対応し、
病気が拡がるのを防ぎましょう。**

飛騨家畜保健衛生所

(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。